

行政常任委員会

令和4年4月14日（木）

午前9時58分開会

○南委員長　おはようございます。

連日、新型コロナウイルスの感染症が市内でも2桁、2日連続で出たということで、今、教育現場のほうでは特に大変な状況でございますけれども、お互いに感染には気をつけるようにしたいと思いますので、皆さんもいま一度、心を新たにしていきたいと思っております。

それでは、ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

まず、傍聴者の申入れが1名ございますので、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　傍聴者の入室をお願いいたします。

それでは、本日の議題は尾鷲市地域公共交通計画と第3次男女共同参画推進基本計画、そして、尾鷲市学校給食センターの3本でございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、前回の委員会に引き続きまして、尾鷲市の地域公共交通計画についてから。

まず、副市長からあれば。

○下村副市長　おはようございます。

本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、行政常任委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、3月に策定いたしました尾鷲市地域公共交通計画について、第3次男女共同参画推進基本計画について御報告させていただきます。また、2月10日に開催させていただきました行政常任委員会で報告いたしました尾鷲市学校給食センターについては、変更点について本日御報告させていただくものといたします。

本日はよろしく願いいたします。

○南委員長　ありがとうございます。

それでは、政策調整課より1本ずつ説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長　政策調整課です。よろしく願いいたします。

尾鷲市地域公共交通計画につきましては、2月10日に開催いただきました行政

常任委員会におきまして、進捗等について御説明をさせていただきました。その際にいただきました御意見を含めまして、3月17日に開催いたしました尾鷲市地域公共交通活性化協議会におきまして議論を行わせていただきまして、お手元にも配付させていただきましたが、尾鷲市地域公共交通計画を策定させていただきました。本日はその御報告の時間をいただき、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日は前回からの変更点を中心に報告をさせていただきますことを御了承ください。

初めに、計画の3ページを御覧ください。よろしくお願いいたします。

通知させていただきましたが、3ページを御覧ください。

最下段の枠囲みのところでございますが、ここは今までM a a Sにつきましての用語解説を掲載しておりましたが、第7次尾鷲市総合計画内の表記に合わせて、デマンド交通とインバウンドの用語解説も追加させていただいております。

続きまして、5ページを御覧ください。5ページをお願いいたします。

5ページ、基本目標4の欄でございます。そこに、重要業績評価指数、いわゆるK P Iについて、ふれあいバスの利用者満足度の基準値に係る表記を以前はマイナス2から2までの5段階というふうに表現しておりましたが、ちょっと分かりにくいという御指摘もございまして、1から5までの5段階へと表記を修正し、その注釈も入れさせていただきました。この点が修正点でございます。

続きまして、8ページを御覧ください。8ページをお願いいたします。

8ページにつきましては、住民基本台帳のグラフにつきまして、これまでは令和3年10月末の数値を使用しておりましたが、令和4年1月末の数値に差し替えて、それに伴い、文章も修正、整理させていただいております。

その次、9ページ、隣を御覧ください。9ページでございます。

9ページの(4)人口推計のア、総人口の文章の文末2行につきまして表現を変えさせていただいております。変更後は、尾鷲市では、様々な人口減少対策や地方創生に取り組むことにより、令和22年に約1.1万人まで人口減少を緩和する目標としておりますと修正させていただきました。

続きまして、次、10ページを御覧ください。お願いいたします。

10ページの変更点は、1-3、運転免許自主返納状況におきまして、文末の3行を修正しております。尾鷲市では、年間118人、令和3年が自主返納しています。平成27年から令和3年までの6年間で6.6倍に増加しており、75歳以上

の自主返納が多くなっていますと追記させていただきました。県の記述が前回までありましたが、尾鷲市の記述を追加したということでございます。

17ページに飛んで、17ページ御覧ください。お願いいたします。

17ページ、(4)路線バスの記述におきまして、協議会での御指摘により、5行目、修正前は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、国の補助要件を下回る状況となっています。このことから、国県の補助率が下がり、地域間幹線系統を補助する市町の負担が増加していますとなっていたところですが、ちょっと表現に修正が加わりまして、御覧のように、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、輸送量が大幅に下がる状況となりました。このため、国県の補助額が減少し、地域間幹線系統を補助する市町の負担が増加していますと修正させていただきました。

続きまして、修正箇所、次は19ページを御覧ください。

19ページの修正点は、ウ、収支状況の文末の2行です。路線の利用者1人当たりの運行経費と運賃収入については、尾鷲地区が最も小さくなっていますと修正をさせていただきました。

続きまして、これはちょっと説明ですが、22ページを御覧ください。

22ページから始まりますのが、市民アンケート、ふれあいバス利用者アンケート、また、市内14か所で開催しました地域懇談会での御意見を掲載しておりますが、これにつきましては前回報告したとおりで変更はございません。

飛びまして、46ページを御覧ください。46ページの修正点を御説明申し上げます。

第4章、課題の整理、4-1、尾鷲市の公共交通を取り巻く課題で、(1)から(6)までのタイトルが書いてございますが、前回の説明時より記述の順を入れ替えて整理させていただきました。協議会で中身を整理した結果、記述の順を入れ替えております。これに伴って、2ページ後の48ページの5-2、基本方針と基本目標の課題1から6の順番も、この並び替えに応じて整理をさせていただいております。

続いて、49ページを御覧ください。

49ページにおきましては、協議会において、マイクロバスの活用に関する御意見をいただきましたので、中段の基本方針2、まちづくりと連携した総合的な地域公共交通の確保の3行目に、また、市所有のマイクロバスの活用についても検討しますという文章を追加いたしております。

続きまして、51ページを御覧ください。51ページは若干御説明をさせていただきたいと思っております。

この(2)、51ページの公共交通ネットワーク形成の基本方針について再度御説明をさせていただきます。というのは、今回、この公共交通計画を作成する段階で、皆様の声を聞いた上で、今後目指すべき公共交通ネットワークの基本方針を定めさせていただいております。そこに記載があるように、鉄道、高速バス、路線バスとふれあいバスの接続に配慮した公共交通ネットワークを形成すること。また、市街地と周辺の集落地区を連絡する公共交通を基本とすること、また、ふれあいバス尾鷲地区では、路線の再編により利便性向上を図りたいという目標です。

また、ふれあいバス須賀利地区、八鬼山線、ハラソ線では、地区センター管内から市街地まで直接連絡するルートを確認するとともに、地域の鉄道駅、路線バスとの接続にも配慮し、選択性と利便性をより高めた再編を推進することを目標とします。

また、タクシーを利用しやすい取組を進めたり、社会福祉協議会による買物支援や、住民ボランティアによる移動支援を連携しますということです。

下に図がございますが、今回、この公共交通計画で、次に目指すべき形として、現在、輪内地区におきましてはハラソ線と八鬼山線の2系統を運行しておりますが、将来的に目標としましては、南輪内地区から直接尾鷲へ来るルート、北輪内地区から直接尾鷲へ結ぶルート、九鬼・早田地区と尾鷲地区を結ぶルート、また、市内循環と須賀利、こういう形で、いわゆる始点から終点までの滞在時間を短くすることで、利便性や満足度を上げることが一つの目標として掲げられているのが今回の計画の特徴でございます。以上が51ページの説明でございました。

続きまして、52ページを御覧ください。52ページをお願いいたします。

52ページ、5-5、数値目標では、目標値を記入し、また、数値目標の指標の一番上、ふれあいバスの利用者満足度の表記について、先ほども御説明しましたが、マイナス2から2までの5段階を1から5までの5段階へ修正しました。

また、中段より少し下の路線バスの目標欄の三重交通の松阪熊野線の利用者目標については、平成29年度と同水準と前回まで表記しておりましたが、熊野尾鷲道路が現在の運行形態となった令和元年度と同等水準へと修正いたしております。

次、54ページを御覧ください。54ページ表の下から2段目、3-②-1の事業名が、以前は運転免許自主返納の促進となっていましたところを運転免許証返納割引制度の利用促進へと修正いたしております。

続きまして、56ページを御覧ください。

事業名1-②-1、JR紀勢本線の利用促進において、実施主体欄に、協議会での御指摘により、南紀・東紀州交通対策委員会を追加いたしております。

最後、58ページの御説明を申し上げます。58ページをお願いいたします。

事業名2-②-1、新たな移動手段の取組の推進におきまして、また、市所有のマイクロバスの活用についても検討しますと追加いたしております。

以上が修正点を主とした説明でございます。よろしくお願いいたします。

- 南委員長 主に修正、変更についての説明をしていただきました。御意見のある方、御発言をお願いいたします。
- 小川委員 54ページのところなんですけれども、運転免許証返納割引制度の利用促進、これ、割引は分かるんですけれども、免許証返納をするときに証明書をいただくのに、お金、多分千五、六百円かかる、幾らやったんかな、かかると思うんですけれど、その補助とかは考えていないんですよ。それをしたらもっと進むんじゃないかと思うんですけれど、いかがですか。
- 三鬼政策調整課長 先ほどの御意見は前回も承っておる御意見でございまして、まず、やはり運転免許証自主返納制度、割引制度をまず利用促進することを中心に考えておりまして、そのきっかけとなる手数料の助成につきましては、行っている市町もあることですから、その辺、どの辺に計画の目標を置いてするのかという中で議論させていただきたいと思いますが、自主返納することによって次の車がない生活、公共交通にどのような形で有利性を見いだすかというところを併せて協議したいと思いますので、ちょっと課題とさせていただきます。
- 小川委員 もう一点、今後のことなんですけれども、3路線のことも載っておりますけれども、この旧町内というか、その中で、やはり病院へ通ったりするのに、バスが近くまで来ないでタクシー使っている方、結構いるんですよ。案外、輪内方面の方、病院のところまでバスで来て、結構便利なんですけれど、泉のほうとか小川西町の人とか、タクシーじゃないと行けないという方がいますので、ふれあいバス、もっと細かい路線まで今後考えていただきたいと思います。その点はいかがですか。
- 三鬼政策調整課長 これも地域を懇談会させていただいたときに、いただいた意見と合致します。

というのは、先ほど現在の輪内地区の2系統を3系統にするというのも一つの解決策として見いだされているんですけれど、市内循環におきましても、今、運行して

いない地区を巡るためには、もうルート必要とする課題がございまして、その辺は今、御指摘いただいたように、以前から、例えば泉地区であるとか、他の地区も何とか運行していただけないかということがございます。市内は今のところ、小型の車両で運行していることもございますが、今後、そのルートをどういうふうを増やしていくか、利用者の見込み、あと運行経費も含めてこの計画に沿って、また議会にも御相談しながら進めていきたいと思っておりますが、今のところ、今回の計画では、その二つのルートを、市内も増やすというところの計画にまでは至っていないのが現状でございます。

○西川委員　　ちょっと関係ないんですけど、今日、委員会ですよ。市長、どうしたんですか。副市長がおったら別に問題ないと思うんですけど、市長はどうされました。

○南委員長　　市長はおられるんですけども、ちょっと目の白内障の手術を今日予定されておるといってございまして、遠慮させていただきました。

○西川委員　　いつも委員の方がおらんときは説明があるんですけど、今日はちょっとなかったもんで。

○南委員長　　すみませんでした。

○村田委員　　ちょっとこの種の交通体系というのは、どれだけ改革をしても、市民の皆さん方全員に御満足をいただくということはないと思うんですね。そういうことで、先ほど議論にもありましたけれども、もう一路線を増やすとか、路線の変更を考えるとかということがあったんですが、これ、いつまでたってもこういうことをやっていかなきゃならないと思うんですね。

そこで、補助として、ここにも書いてありますけれども、30ページなんかにも書いてありますデマンド交通、こういったものをどんどん取り入れていけないかなと。輪内方面では一部やられておるといって聞いておりますけれども、その辺の利用、今、小川さんの話もありましたけれども、この市内の方々の要求に応えるためには、こういったものを確実に有効に利用していくということも一つの手ではないか。しかし、いろんな障害とか、いろんな条件がありますから難しいと思えますけれども、まず、このデマンド交通に対してどういうお考えをお持ちであるのかということを知りたいと思います。

○三鬼政策調整課長　　公共交通、市民の方にどこまで満足いただけるかというのは非常に大きな課題でございまして、定時定路線が通っている路線につきましては、さらに便を増やしてほしいというプラスアルファの要望がございまして。それが無い

ところにつきましては、輪内地区なんかは定時定路線があるものの、さらに便利にするために、住民の支え合い活動で集落支援制度を活用して、乗り合いを地域の支え合い活動としてやっている事例がございます。

委員御指摘のデマンド交通につきましては、基本タクシー事業者と重なるところもございまして、その辺は、デマンド交通を設定するときの試算としては利用単価が高くなってしまうという課題がございまして、その辺のデマンド交通の取り入れ方と、既存のタクシー会社を存続も含めて活用するという、いわゆるタクシー会社も含めての公共交通でございますので、その辺で、まずデマンド交通にはちょっと大きく踏み出せていないという現状がございしますが、議論は、デマンド交通も他市町でも行っておりますので、その辺は状況も捉えながら検討していくことが必要だというふうに感じております。

○村田委員　今後、検討されるということですから、それはぜひお進めいただきたいなと思いますけれども、タクシー会社とか公共交通の会社がありますから、それらの兼ね合いもあるんでしょうけれども、やっぱり、特に尾鷲市内というよりも、輪内地区のほうは、非常にこういったことについては敏感になっておりますし、また、必要不可欠でありまして、どうしても外すことができない。ですから、その辺のところを、例えば地域の支援員とか、ありますよね。そういった方に特にお話をされて進めていただく。調整を、大変難しいけれども、何とか進めていかないと、尾鷲旧町内はそこそこ行けます。旧町内でも外れたところがありますけれども、路線バスも通っており、コミュニティも通っておりますので、様々な形で利用できると思うんですけれども、輪内方面は1日2回通ったらもうそれ以上は行けないとか、いろんな事情がありますから、これ、予算が絡むことですから、そう一長一短にいけないと思いますけれども、そういった意味では、地域の人々とどう助け合っていくのかというようなことを起点に議論を重ねていく必要があると思うんですけれども、どうぞひとつ、その辺のところを担当課としてさらに深く進めていただくことを望んでおきます。

○三鬼政策調整課長　今御指摘いただきましたように、集落支援員は地域の課題を解決するのが役割でございまして、その中に、買物支援も含めた、定時定路線交通を補う形で、利便性を確保するという形で利用されている地域もございまして、その辺は担当市民サービス課とも連携しながら地域の課題は的確に伝えていきたいと思っておりますし、先ほど資料の51ページで御説明申し上げました、例えば、現在、大体基本的には4便ずつぐらい運行している輪内地区をもう一便ぐらい増やせない

かという課題につきましては、例えば2系統を3系統にして、車両を小型化することによって、経費をある程度抑えつつ、利便性を確保するというのも今回の計画で明らかになってきましたので、その辺も含めて検討は前へ進めさせていただきたいと思っています。

○村田委員　もう一便増やすんだというようなことも、小型化を図ってやっていくということなんですけれども、そうすると、経費が大幅にアップしないかなということちょっと懸念するんですね。そこら辺の兼ね合いというのはどうなのでしょうかね。

○三鬼政策調整課長　確かに今の2系統を3系統にするということは、おのずと車両が増えるということは運転士さんの人件費が大きく関わってきます。車両の小型化によって削減できる経費と人件費が増えることを考えると、必ず増額になってしまいますので、その辺は三重交通とも、どのような形が一番御提案するのに適切かというところも含めてお話をしておりますので、また時期が定まりましたら御説明申し上げたいと思いますので、その辺は一つの大きな課題となっております。

○小川委員　ちょっと関連しまして、集落支援員制度の中にもデマンド交通というのがございますよね。既定の路線はそれで走れないとは思いますが、既定の路線じゃないところをそういうのを使って、国の事業補助金でできるんじゃないかと思うんですけど、その点はどうなのでしょうかね。

○三鬼政策調整課長　確かに集落支援員制度を活用しているところで、そういう料金をいただいて交通体系をしているところは定時定路線がないところに限られると認識しておりますし、その辺、確かに尾鷲市内でも定時定路線の走っていないところ限定してするという考えも委員おっしゃっていると思うんですけど、その辺も先ほどお伝えしました市内公共交通の中の体系の中で、タクシー事業者も含めてどういう割り振りでいくかというところに一つ課題がございます。それと同時に、デマンド交通となりますと、利用単価をどうしても高く設定しないと継続性が難しいというところもございますので、その辺は、補助制度をどこまで活用できるかというところはちょっともう一度勉強させていただきたいと思いますし、計画にも記してあるように、デマンド交通も今後の課題の一つですので、計画は検討させていただきたいと思います。

○中村委員　その集落支援員なんですけれども、募集されるときに、デマンド交通に関われる方ということで募集していただけたらありがたいなと思うんです。集落支援員は別に、きっと免許証を持っていなくても可能やと思うんですけど、

そこらについてもちょっと今後、本当にこれも深刻な問題なんです、輪内では。

それと、もう一点、前にもお願いしたんですけども、42号線はもう絶対無理なのは分かっているんですけども、311号線に関してはどこでも乗り降り自由にしてあげていただけるように、三重交通とちょっと折衝していただければかなと思うんです。42号線でそんなことをしていたら本当に危ないんですけども、今、311号線ってほとんど、交通量があんまり大したことないので。そして、家から家までの停留所までが結構距離があって、その人たちが、そこまで行ってというのが非常に、降りるときも家の前を通り越して、停留所まで行ってまた戻るみたいなところで、すごい、今後もっともこの問題、どんどんひどくなっていくので、できたら、三重交通が厳しい規定をつくっているのは分かるんですけども、交通事情がもう全く変わってきていますので、昔の311号線の交通量とは全く違いますので、そこらをもう一回きめ細かく交渉していただければかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○三鬼政策調整課長 住民の要望の中にも今、中村委員がおっしゃられたようなことは地区懇談会でも承っております。バスの運行に際しましては安全が第一でございます。現在バス停の設定につきましても、安全に停車できる場所を原則として、あと、利用者がどの程度いるかということもバス停の設置には非常に重要と聞いております。

ですので、今御意見にございましたように、どこでも乗り降りできるというのは一つの理想かもしれませんが、現在のバス停の変更も含めて、きちっとしたところでない、やはりバスの運行上、定められたバス停にしか停車、乗降できないというのが現在の決まりでございますので、その辺を堅持しつつ、例えば利用形態が過去と違って、バス停がここではなくてこっちのほうがより便利なのであればという、そういうところにつきましては御相談させていただける可能性はあると思いますが、幾ら交通量が少ないからといって、好きなところで乗ったり降りたりするというのは、現在のところ、安全上難しいということは御理解いただきたいと思っております。

○中村委員 どの停留所でも1人待っていたらええところなんです。停留所に何人集まらな停留所になれへんってなったら、停留所が全部なくなってしまうので。言われている意味、よく分かるんですけども、現に、日本中のほかの地域でそれが可能なところがたくさんあるので、それをもう一度交渉していただければかなと思うんです。ほかでどこもやっていないんやったら無理とは思いますが、現にやっている地域がありますので、三交とぜひもう一回話をさせていただけた

らありがたいと思います。

○三鬼政策調整課長 確かに定時定路線ですと、バス停の発着の時間も含めて、バス停の数も非常に重要になってきます。確かに乗り降りのお客様がどれだけいるかということも重要でございますが、その辺、前回御意見いただいたことも踏まえて、三重交通にはちょっと投げかけをしている部分もございますので、今後、地区によってはそういう声も強くなっていくことも考えられますので、どこまで、例えば工夫が可能かということについては引き続き検討させていただくようにお声かけしたいと思います。

○南委員長 他にございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、公共交通の報告はこれで終了をいたしたいと思います。

引き続きまして、第3次男女共同参画推進基本計画についての説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 引き続きよろしくお願いたします。

第3次尾鷲市男女共同参画推進基本計画につきましては、2月16日に開催いただきました行政常任委員会におきまして、進捗等を御説明させていただきました。その際にいただきました御意見を含めて、3月18日に開催しました尾鷲市男女共同参画審議会におきまして議論を行い、第3次尾鷲市男女共同参画推進基本計画を策定しましたので、本日はその御報告をさせていただきます。なお、この計画につきましても前回からの変更点を中心に報告をさせていただきますよう御了解ください。

初めに、目次の欄を御覧ください。目次について御説明申し上げます。

計画の構成に変更はないのでございますが、改めて目次について御説明をさせていただきます。

第1章では、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の期間、社会の動向を記載しております。これについては特に大きな変更はございません。

第2章では、尾鷲市の現状と課題として、男女共同参画に関するアンケートの結果、そこから見える課題、そして、第2次、現在の令和3年3月までの計画の総括を行っております。

また、第3章では、基本的な考え方として、この計画の基本理念、基本目標などを示しております。

また、第4章では、計画の内容ということで、ここから各課の取組を記載して

おります。基本目標ごとに、関係各課における施策を記載しておりまして、第3次、今回から新たに、計画の中に成果目標というものを設定しておるのが今回の計画の特徴でございます。

第5章は、計画の推進体制について記載しておるのが目次の構成でございます。

ここからは前回からの変更点を報告させていただきます。

2ページを御覧ください。通知いたします。

2ページの3、計画の期間の文中の2行目でございますが、ここにPDCAサイクルによるという言葉を追加して整理させていただきました。

続きまして、5ページを御覧ください。

5ページ、第2章、尾鷲市の現状と課題においてというところでございます。アンケート結果から見る現状において、令和3年に尾鷲市が行ったアンケートの調査結果、令和元年に三重県が行った調査結果、また、平成21年に三重県が行った調査のうち、尾鷲地域の結果を載せさせていただいているのですが、いつの調査かが分かるように表記を整理し直しました。というのは、ちょっと混在して見にくいという御意見があって、それにつきましての整理をさせていただいたのがこのページでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。お願いいたします。

7ページにつきましての変更項目は、中段に、男は仕事、女の家庭という固定的な性別役割分担意識の考え方についてという回答の男女比を追加いたしております。

続きましては、14ページにちょっと飛ばせてください。14ページをお願いいたします。

14ページの修正点は、アンケート結果の上から4行目に、妻が夫に経済力や出世を求めないという回答項目を追加し、以下の回答項目での調査結果を整理しております。

続きまして、16ページを御覧ください。

16ページにつきましての変更点は、女性が働くことに対する考え方についての回答に男女比を追加しました。ここに記載のとおり、件数は少ないものの、女性は働かないほうがよいと答えた方は全て男性であり、子供ができて産前産後休暇や育児休暇等を利用しながらずっと働き続けるほうがよいの回答は男女ほぼ同数となっております。

18ページを御覧ください。お願いいたします。

女性が働きやすい状況にあるかどうかについての回答に男女比を追加いたしてお

ります。ここでは、そう思うと答えたのは男性が約7割、そう思わないと答えたのは女性が約6割であり、男女の認識の違いが出ていることがうかがえます。

23ページを御覧ください。お願いいたします。

DVを受けたときに相談、連絡した相手について、集計を正しいものに訂正させていただきました。一部表現が間違っておりましたことをおわび申し上げます。

28ページを御覧ください。

(2)の女性が働き続けるための環境の整備の中段あたりに、アンケート結果の男女比の結果に基づいて、文章を追加させていただいたのが変更点でございます。

続きまして、33ページを御覧ください。

33ページ、ここから第4章、計画の内容でございます。

施策の表の2段目、講演会、セミナーの開催におきまして、施策の内容欄を尾鷲高校でのセミナー等という表現に修正いたしましたのが変更点でございます。

続きまして、34ページを御覧ください。施策の表の1段目、学校、園における男女共同参画のための教育の推進において、教職員等学校教育関係者の研修を推進しますとなっていたところを、男女共同参画に関する研修というふうに特記して修正しました。また、成果目標について数値設定の考え方を記載してございます。

続きまして、37ページを御覧ください。

37ページのイの最も下の段、最下段、男女共同参画に関する相談窓口の設置において、人権相談窓口や男女共同参画に関する相談窓口を設置し、相談しやすい体制を整えますという表現でございましたが、窓口の分かりやすい周知を図るとともに、相談しやすい体制を整えますというふうに修正しました。

同じく37ページのウの最下段、施策として、女性消防団員の確保を追加しております。

続きましての変更点、40ページを御覧ください。

最下段の職場における男女共同参画の推進を図るため、商工会議所等と連携した企業向けの各種啓発を追記させていただいております。

続きまして、41ページを御覧ください。

施策の4段目、介護、保育等に携わる人材の確保を追加し、人材確保に向けた施策を検討することとしています。ここは、第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画に保育士等の人材確保に向けた施策等の支援の記載がございまして、その表現と合わせるとともに、介護に携わる人材という表現も追記させていただきました。

50ページからは、用語解説を今回の計画に合わせて更新させていただいた次第でございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○南委員長 男女共同参画基本計画についても、主に変更点を説明していただきました。

御意見のある方、御発言をお願いいたします。

○小川委員 41ページなんですけど、ワーク・ライフ・バランス、よく書かれておるんですけども、尾鷲市として、フレックスタイム制というのは考えておられないのかというの、その点はいかがなんでしょうか。

○下村副市長 フレックスではなく、時差出勤ということを現在やっています。

○南委員長 他にございませんか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、男女共同参画推進基本計画についての報告は以上で終わりたいと思います。

ここで、10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時35分)

(再開 午前10時44分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、尾鷲市学校給食センターについての議題なんですけれども、これについて、主に変更な部分の説明を受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、教育長のほうから御挨拶をお願いいたします。

○出口教育長 教育委員会でございます。本日は貴重な時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、(仮称)尾鷲市学校給食センターにつきまして御説明をさせていただきます。この事業につきましては、令和3年度、プロポーザル方式によって業者を選定いたしまして、現場の調理員、栄養教諭、学校長等の意見をいただきながら設計業務を進めてまいりました。そして、本年の2月、行政常任委員会におきましては、設計業者さんも交えまして説明をさせていただきまして、議員の皆様方からも御意見をいただきました。その上で設計業務を進めてまいりました。

学校給食につきましてはこれまでの長い間の課題でございまして、保護者の皆様方の念願でもあった尾鷲中学校の給食の実施のめどが立ちました。同時に、尾鷲小

学校の給食施設の老朽化対策、米飯給食の実施と三つの課題がようやく解消されることとなります。また、中学校の子供たちにとりましても、給食そのものを教材とした食育の推進を図ることができることとなり、教育的な観点からも大変望ましいことであるというふうに考えております。

本日は、本事業の変更点につきまして、事業費と財源、そして、中学校3年生にも給食が提供できる見込みが出てきたこと、小学校高学年の弁当持参をお願いする期間も短縮できる見込みが出てきたこと、そういったことを教育総務課長から御報告させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

○南委員長　　ちょっと今回、新しく学校担当調整監が高田先生に代わりましたので、御紹介をさせていただきます。

先生、またよろしくお願いたします。

○高田教育総務課学校教育担当調整監　　よろしくお願いたします。

○南委員長　　それでは、教育総務課長、お願いたします。

○森下教育総務課長　　それでは、（仮称）尾鷲市学校給食センターについて、事業費と財源や今後のスケジュールで、これまで議会のほうへお示しした内容から変更になった事項について御報告させていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

令和3年度から4年度の整備事業費につきましては、当初計画の概算では、事業費が4億1,756万6,000円で、財源としましては、国庫補助金が2,992万3,000円、地方債が3億1,530万円、一般財源が7,234万3,000円ございました。そして、実質的な負担の内訳としまして、国庫補助金と地方債への交付税措置分を合わせた国負担額が1億218万3,000円、市実質負担額が3億1,538万3,000円ございました。

それが、現在の見込みでは、事業費が約4億2,000万円、財源としましては、国庫補助金が2,800万円、地方債が3億5,000万円、一般財源が4,200万円の見込みとなりました。そして、実質的な負担の内訳としまして、国負担額が2億7,300万円、市実質負担額が1億4,700万円となり、市の実質の負担額は大幅に削減される見込みとなりました。

削減の要因といたしましては、過疎債の特別分として、令和3年度から新たに公共施設マネジメント特別分が制度に加わり、過疎地域における公共施設の集約化等の事業について支援することとなりました。そして、今回の尾鷲中学校の給食導入についての事業が対象事業に該当するため、有利な財政措置がある過疎債が活用で

きる見込みとなり、過疎債に係る交付税措置が増加したことによるものでございます。事業費につきましては、施設や厨房機器の整備のほか、尾鷲小学校、尾鷲中学校の食器類やその他消耗品などの費用についても含まれております。

次に、2ページの今後のスケジュールを御覧ください。

これまで令和5年4月の親子方式による給食開始を予定しておりましたが、工期が短縮できるような工法により工事の効率化を図りまして、工事完成予定が1月末となる見込みでございます。これにより、コロナ禍の影響により一部、製品や部品の生産、納期において時間を要する事態が生じる可能性もございますが、現在のところ、2月中に厨房機器のテスト運転後、まず尾鷲小学校の給食を再開し、その後、短い期間にはなってしまうかもしれませんが、中学3年生にも親子方式による給食を食べていただけることができる見込みも出てまいりました。

また、工事期間中の弁当の持参をお願いしている尾鷲小学校の高学年の保護者の方々につきましても、御負担が若干ではございますが、軽減される見込みも出てまいりました。

以下、3ページ以降には、前回の2月の委員会でお示しさせていただいたものと同様の尾鷲小学校の調理場と尾鷲中学校への配送の概要、5ページには、中学校の写真を参考として添付しております。

報告は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

大きな変更点は、1月末で工期を設定したということで、できる限り利便性を図ったということは敬意を表したいと思います。

ただいまの説明については主な変更点の説明だったんですけれども、御意見のある方。

○中村委員 まず、これって契約、いつまでやったですか。設計の契約日。

○森下教育総務課長 3月10日になっていました。

○中村委員 なぜ4月過ぎてからこれが報告があるんですか。3月中にあるべきですよ。

○森下教育総務課長 成果品が出てきまして、建設課等で精査していただいて、その事業の概要、今後の概要について決まってまいりましたので、今回、報告のほうをさせていただきました。

○中村委員 それでも、これは本予算に上げてくるべきもので、3月中にこの報告が出てくるべきものですよ。そして今、今回、図面、これ、出てきているんで

すけれども、前回お聞きしたこと、何も載っていないですよ。これ、全部答えていただけますか。

○南委員長 中村委員、前回の聞いたことをちょっと再度、聞いていただけますか。

○中村委員 例えば、この釜がなぜ五つも要るのか、そして、これが子供たちの児童数とどういうふうに関わっていくのかというちゃんとした説明をいただきたいと思います。

全部言いますか、1点ずつ言いますか。

○南委員長 いや、差し当たって、今の釜の分でも答えられる範囲で。

○森下教育総務課長 釜の個数につきましては、現場の調理員の方と相談させていただいて、当初では四つになっていたものが、調理員との協議の結果、五つあるほうがスムーズに調理が可能になるということで、現場の意見も取り入れまして、基数のほうを確定したものでございます。

○中村委員 それはこの前お聞きしたんですけれども、私が前回お聞きしたのは、この釜は何人用、普通窯を入れるときには500人用の釜を入れるんですよ。それが五つもあって、ちっちゃい釜にすると掃除がむちゃくちゃ大変なんですよ。そして、それを現場の人と話をしたっておっしゃいましたね。それは、どこで何回、どの方と打合せされたか教えていただけますか。

○南委員長 そこまでの細かい質問はどうかなと思うんですけれども、答えられる範囲で。

○森下教育総務課長 すみません、ちょっと回数まではお答え、ここではできないんですけれども、現場の調理員、栄養士の方に確認を取りました。大きなものにたくさん入れると調理する際に混ざりが悪くなるとか、そういったことも考えまして、今回、調理するものについて、一番適当な数ということで精査させてもらいました。

作るものによっても一つの釜で何人前作れるというのは様々ということで、総合的に判断して、これぐらいあると調理員の方は一番スムーズに調理ができるということで、個数のほうを決めさせてもらっています。

○中村委員 リッターと人槽分を教えてください。その使い方とか、これが使い勝手がいいとかという問題じゃないんですよ。回転釜というのは、そういうふうに少人数で作れるように設計されてあるものなんです。だから、何リットルで、何人用の釜かを教えてください。前回もそう言いました。そして、その答えを求めて

います。

○南委員長 前は窯については、140リッターが二つ、190リッターが三つという説明を受けておりますけれども、資料、持っています。釜の設置については、先ほども教育総務課長が答弁されましたように、調理員さんの意見を聞いた上で五つの窯に決定したということですので、できたら御理解を賜りたいなと思います。

○中村委員 前回の説明では四つでええけど、一つは予備やって言ってはりましたよね。一つは予備やっておっしゃってましたよね。

○南委員長 はっきり答えてください。

○森下教育総務課長 今後、人数が減ってきた場合に課題になるのではないかという話の中で、今現状では五つ必要で、今後についても、故障するとか、そういったことも含めて、そういった意味で、予備となるというような回答させていただいて考えております。

○中村委員 今後の児童数の減り方についてお尋ねしたいんですけれども、教育委員会としては、児童数の推移をどのように見積もっておられますか。

○南委員長 今日の委員会は、中村委員さん、予算化に当たっての主な変更点の委員会でございますので、できたら、その細かい分野のものについては、もうここで手直しできる問題ではないと理解をしておりますので、大きなこの変更点について質疑を続けていただければと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○中村委員 これは小さいとは思わないんですけれども、聞くことがいっぱいあるので、次に進みます。

それでは、まず、これを委託の仕様書において、50センチの浸水域であることは懸念事項として出てきているんですけれども、これについての設計段階におけるクリアはどうなっていますか。

○森下教育総務課長 現在、尾鷲小学校のグラウンドレベルから基礎等に立ち上げると11メートルを超えるということで、それで万全かと言われたら分かりませんが、一定の対応はできているというふうに考えております。

○中村委員 これ、搬出搬入時の車が、当初の設計図では、ちゃんとそのHACCPにのっとりたことになっていたんですけれども、後の修正のほうでは地べたごろごろやったですよ。

○森下教育総務課長 トラックのつけるところにつきましても、プラットフォームで、今回のほうはさせてもらっています。HACCPの考えで、ハードで全ての

ものがクリアしなければ、運用等で、そういった衛生面についてクリアできればいいというふうな手法になっていると考えますので、ハード面で全てのことがシャットアウトできるわけではないと思いますし、そういったことについては、運用の中で考慮していきたいというふうに考えています。

○中村委員　それを聞いているんじゃないかと、トラックの後ろが直接入らへんと、一旦、土間に出てから車の後ろで積むって、この前説明がありましたよね。そうですね。

○森下教育総務課長　トラックをプラットフォームにつけて、パワーゲートを下ろして積み込みをします。

○中村委員　それは、搬出搬入口から距離がありますよね。

○森下教育総務課長　確かにぴったりくっつけるよりは距離というものが出てくると思います。

○中村委員　この間、ここは囲われていないということは、雨がしけぶったら、このコンテナに雨がかかる状態ということですよ。

○森下教育総務課長　確かにコンテナには水がかかりますけれども、食器、食缶等はコンテナの中に入っていますので、衛生的には問題ないというふうに考えています。

○南委員長　別段、搬入には問題ないんでしょう。もうそこら辺だけはっきり言ってもらわんことには。

○森下教育総務課長　この方式で、給食を搬入搬出することについて、教育委員会としては問題ないというふうに考えております。

○中村委員　これ、それと平面図だけ出していただいたんですけども、天井高までの排煙とかが全くこれ、分からへん状態なんですけど、全部クリアできているんですよ。

○森下教育総務課長　中村委員のほう、いろいろと意見があると思いますけれども、設計内容につきましては、先ほど教育長から申し上げましたように、2月に委員会を開いていただいて、設計業者が設計の内容についての考え方や説明する機会を設けてもらって、議員さんの意見も様々聞きまして、そういったことも参考にしながら進めてきたものでございますので、それに基づいて、今後、事業を進めていきたいというふうに考えていますので、御理解のほうよろしくお願ひします。

○中村委員　いや、前回聞いたことに関してちゃんと答えていただいているとはとても思えないんですけども。

それと、発注に当たって、給食基本計画の中に、災害対応って書かれているんですけども、これ、お米、何食分のストックをされますか。何日分、ごめんなさい。

○森下教育総務課長　そちらの質問につきましては、前回、内山副委員長からも質問がありました。米のストックとしては200キロで2日分になるというふうに答えさせてもらっています。

○中村委員　2日分の根拠は何ですか。

○森下教育総務課長　現在の給食室の給食設備のスペース等を考えてそれぐらいの範囲で、そして、業者のほうからは随時、お米を納入してもらおうような形で考えております。

○中村委員　少なくとも、いろいろな災害で、南海トラフとか、来たらここがつかってしまうから要らんと言われるのかもしれませんが、普通は1週間分ぐらいは備蓄しますよね。

○森下教育総務課長　以前の委員会でも御質問があつて、答えさせてもらったんですけども、今回の給食設備につきましては防災と、防災は防災で計画を立てていく、今回は給食を実施することを主眼に置いて事業のほうを進めさせていただいています。その中で、給食施設として整備する中で、可能な限りのことをしていくということで御理解いただきたいと思えます。

○中村委員　それやったら、こういうふうに災害時対応機能、費用対効果なども考慮しながら、災害時の炊き出しや運営方法についても検討しますって書かれているんですよ。少なくとも何かをつくるときに、一つだけというもので今から土木建築構造物を造るべきではないと思うし、どうしてその2日という、すごく根拠が気になるんですけども、これを書かれた、基本計画を書かれたときに、200キロ2日分で災害対応はオーケーやと認識されていたということですね。

○森下教育総務課長　お米の炊き出しにつきましては、現在、防災でもアルファ米のほうも整備しております、尾鷲小学校においてもそういったものはストックされています。それが足りない場合は、防災のほうからも随時、提供してもらおうというふうになっていますので、全てが給食室でお米を炊いて、おにぎりを作ったりとするもので済ませるものではなく、いろんなことを使いながら、そういった面については対応していきたいというふうに考えています。

○南委員長　今回は、先ほども言いましたけれども、あくまでもこの給食の事業発注についての変更部分についての報告を承っておりますので、それを御留意の上、御発言をお願いいたしたいと思えます。

- 小川委員 1 ページの整備事業費のところなんですけれども、先ほど過疎債、特別枠ということで市の負担額、こんな減って喜ばしい限りなんですけど、過疎債 3 億 5,000 万、特別枠で、他の課の事業をやるときに減らされるとか、そういう影響は、これ、特別枠なので影響はないんですか。
- 森下教育総務課長 過疎債の特別枠というものの自体は以前からもありました。今回、公共施設マネジメント特別分というのができまして、そういったものは国から県へ配分される。各市町への過疎債とは別に配分される予算というか、過疎債になりますので、これを使うことによって、本来、市のほうに下りてくるであろう過疎債を食っていくということはありません。
- 小川委員 今、影響がないということなので安心したんですけれども。それと、スケジュールのところなんですけど、今、ロシアのウクライナ侵攻で物不足とか材料費がどんどん上がっているようなんですけど、その点、納期が遅くなったり、仕事の段取りとか材料費が上がるとか、そういう懸念はないんですか。大丈夫なんですか。
- 森下教育総務課長 確かに今後、納期とかが遅れてくる可能性はあるかと思いますが、今現在の状況としましては、このスケジュールで大丈夫ということで確認はしてもらっています。
- 南委員長 他にありませんか。
- 中里委員 先ほどの中村委員との会話の中でちょっと聞いたかったことがあったんですけれども、今回の給食センターの中を決めていくのに当たって、実際の作られている、実際にされている方々との話をされたっておっしゃっていましたが、それってちゃんとした会議みたいな、委員会みたいな形にされていたんですか。
- 森下教育総務課長 一応、設計の連絡会というものを会議として立ち上げて、設計業者、厨房メーカーで、調理員さん、栄養士さん、学校関係の方で、あと教育委員会も参加して、現場を見てもらいながらとか、そういったこと、細かなことを協議させてもらっています。
- 中里委員 それはどのくらいの回数の日にか、されたんですかね。
- 森下教育総務課長 すみません、ちょっと今現在回数というのは把握していないんですけれども、正式にそういった会議を持って調整した部分と、それ以外に調理員さん、栄養士さんとは随時、次回の会議がスムーズに進むように調整というか、打合せのほうもさせてもらっていますので、かなりの数やっております。
- 中里委員 課長、毎回出られていたんですかね。

○森下教育総務課長　　すみません、毎回は出ていないんですけれども、当然、係長、担当とおりますので、そういった者は出席しています。

○中里委員　　その件については分かりました。

あと、ちょっと基本的なことなんですけれども、毎回そのお話、事業計画とかの内容を聞いて、すごくやっぱりどうしても理解ができないことがあって、この機会にちょっと聞きたいんですけれども、今回1ページの財源もちょっと減って、減ったといってもやっぱり1億を超えてくるお金が使われるという事業になると思います。やっぱり大きいと思うんですね。

そこで、これだけお金が使われていく中で、やっぱりこの児童数の減りというのがすごい、もう急速に減っていくという中で、やっぱり、どうして津波の区域にこの金額をかけていくのかとか、どうしても理解できなくて。実際に、こうやって子供が減ってしまって、高台のほうに造ったら、もし災害になったときに、子供以外にも給食を配給できたりとか、どうしてもそこが腑に落ちないんですけれども、説明、どうして高台に造っていただけないのかなというのは思います。

○下村副市長　　前にも御説明させていただきましたが、老朽化が著しい向井小学校、矢浜小学校の給食も最終的には集約していかなくてはならないと。それと、最終的に学校が残るのが尾鷲小学校と尾鷲中学校だということで、児童数の減に伴って、尾鷲小学校が給食センターとなるというふうに御説明させていただいております。

また、高台にということなんです、まず、用地代がかかってくるということもありますし、どこに建設するのかということも実際出てきますので、やはり尾鷲小学校の老朽化というのを同時に改善できるということで、尾鷲小学校を将来のセンター化にしたいということで、この計画を進めさせていただいたところでございます。

○南委員長　　よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　ないようですので、私のほうからちょっと。

今後のスケジュールについてなんですけれども、4月中に補正予算計上されるということは臨時会が招集されるということで、5月入札準備、入札公示とあるわけなんですけれども、今回の入札の方法についてはどのような考えをお持ちなのか、お聞かせを願いたいと思います。

○森下教育総務課長　　工事の発注方法につきましては、現在、協議中でまだ正確

には決まっておりますが、分離発注も含めて、今後協議、検討していきたいというふうに考えています。

○南委員長　　どこまでの分離する予定なんですか、考え方として。

○森下教育総務課長　　尾鷲小学校の部分であれば、建築とその他の設備部分に分けるとか、また、中学校は中学校で、別途発注をかけるというような形で、今現在、協議しているところでございます。

○南委員長　　細かい話になるけど、分離発注することによって、工事の議決事項って1億5,000万だったと思うんですけども、これ、該当、ひよっとしたらしなくなる場合もあるんじゃないかなという考え方なんですけれども、そこら辺はどうなんですか。

○森下教育総務課長　　その辺りは最終的に今、建設のほうで精査していただいていますので、予算計上の際には何らかのことがお伝えできると思います。

○南委員長　　分かりました。これで教育委員会のこちらの報告は終わりたいと思いますが、その他のほうで、今、コロナ感染症が各学校でも蔓延しているということでございますので、若干報告を受けたいと思いますので、教育長、お願いいたします。

○出口教育長　　新型コロナウイルス感染症につきまして、学校の状況を少し御報告させていただきます。

学校につきましては、入学式以降に、まず1人の教諭の感染が分かりました。その中で、保健所では検査対象者はいないということでしたが、やはり教員というのは、子供の前に立つと、そしていろんなお話をするというのもございますので、念のために木曜日、金曜日の2日間、学級閉鎖をいたしました。そして、その後、金曜日の夕方、教員1人、そして土曜日にさらにもう一人ということで、合計3名の教員の感染が明らかになりました。少なからず、やはり教員でございますので、児童への影響はあるというふうに考えまして、月曜日から金曜日までの5日間、尾鷲小学校を臨時休校にいたしまして、感染状況を把握するというにしました。

現在の小学校の状況といたしましては、入学式以降の1週間で、毎日何人かずつ出まして、トータルでは、児童は10人ちょっとということになります。学年、学級はそれぞれ、いろいろまたいでいる部分がございますので、いろいろでございます。

中学校につきましては、この期間内でも複数の感染者が見られましたが、中学校では1日だけ状況を見るために学級閉鎖いたしました。現時点では、学校運営に影響

響はないというふうに判断をしております、今のところ、学校の一部、または全部を休校にするということは考えておりません。

今後につきましては、今週いっぱい状況を見た上で、学校、校医さん等に相談しながらどうしていくかを検討いたしたいと思っております。検討の方向でございますけれども、休校を継続するのか、あるいは休校を解除するのか、そして、解除して平常日課にするのか、あるいは給食を除く午前中だけで終わるのか、また、過去にごさいました分散登校して密を避けていくのかというような、そういう対応を考えていきたいというふうに思います。

そして、教育委員会といたしましては、これまでに幾つかの対応をしておりますが、一つは、学校体育館を夜間開放しておりますが、この夜間開放につきましては、やはり子供と大人の方々が同じ場所を共有するというのもございますので、学校長のほうから、何とかこれを中止していただけないかということで、取りあえずは4月17日日曜日まで停止をしております。

そして、小学校につきましては、やはりどうしても子供を見ることができない家庭もございますので、低学年の児童につきましては、午前中、学校で預かるということもしております。

それから、部活動につきましても、やはり中学生も出ていることもございますので、今週の日曜日まで中止をさせていただいております。

そして、各学校につきましては、これまでどおりの感染予防対策をしっかりと継続してということ徹底しております、特にマスクの着用、それから教室の換気、それから手指の消毒、そういったところが非常に大きなポイントになりますので、その点については、特に学校のほうにはきちんとやるようにという指示をしております。

以上でございます。

○南委員長　教育委員会の立場として、もう徹底した感染予防対策を指導していただきますよう、委員会としてもお願いを申し上げます。

○仲委員　先ほどの報告の中で、教員1名出て、接触者がいないということで、教育委員会の処置は大変よろしかったと僕は思います。学級閉鎖して、休校したということ。

ただ、接触者がいないという判断は、多分県の保健所がしたと思うんですけど、結果的には、接触者じゃなくてもそれが感染しておったということだと思うんですわ。そりゃ、一般的にそういうことがあると思うんですけど、ここらの考え方

がしっかりしないと、今後、学校教育の中でこういうことがまた再度起こり得る可能性があるわけですが、保健所のほうへ、接触者がなかったという判断に対して、今回どのようなことだったという、お聞きしましたか。

○出口教育長　　実は最初の段階で、検査対象者がいないというのはこれは保健所の見解でございまして、保健所につきましては、保健所がこれ、どこのレベルで決まっているか分かりませんが、一定の基準を持っておりまして、その基準に該当するかしないかということで判断をしているようです。最初の段階では検査対象者がいないということで、我々も本当にいいんですかということは申し上げましたが、やはりそれでやってくださいということでした。

しかし、実際に学級の中でも出てきましたので、そこで保健所に再度、これは対象者をやっぱりきちっと特定していただきたいということで、さらに検査対象者を含めて、保健所のほうも選んでいただきまして、そして検査をしたというような、そういう状況でございます。

我々も検査対象につきましては、本当は学級全体やっていただいたら本当にありがたいんですが、今の状況としては、やはりこれだけ感染者がたくさん出てきますと、保健所のほうも、ある程度の基準の中で枠をはめてということになると思いますので、そこは保健所とも十分これからも連携を取りながら考えていきたい、また訴えていきたいというふうに思います。

○仲委員　　特に学校とか、小学校、中学校については、集団でクラスに入って行動するということが多いという中では、教育委員会も強い姿勢の中で、保健所と今のような感じで相対してほしいと思うんですけど、よろしく願いいたします。

○出口教育長　　今、仲委員おっしゃったように、十分に協議をしながら進めたいと思いますが、なかなか今の状況の中で、発表される情報も非常に少なくなってきましたので、我々としても感染状況の関連がだんだんだんだんつかめなくなってきました。ですので、大変難しいんですが、しかし、学校の分かる範囲の中で、我々の情報をしっかり出していただいて、その情報を基に、今の感染状況はどうかということはその都度その都度判断をしていって、そんな状況でございます。

○小川委員　　学校の中、換気の対策はしっかりやっておられると思うんですけども、今、二酸化炭素測定器というのがありますよね。各市町で教室一つ一つに二酸化炭素の測定器を置いて、レベルを達すると換気をまたするとか、予防のためにもそういうことも、予算のかかることですが、あまり高いものじゃないと思

うんですけど、一応考えてみたらどうでしょうか。

○出口教育長 二酸化炭素の測定器についてはちょっとまた考えさせていただきますけれども、今学校は、ほぼもう授業中は、隙間を空けて、常時換気をしているという状況になっております。本来は、何分ごとに換気をしなさいというものもあるんですけども、一方ではやはり、斜めに窓を、扉を開けて、その斜めの中で換気を常時するのが一番望ましいということで、学校としてはそういう対策を施しております。

○中里委員 いろいろ学校関係のことが全部中止になったり、人と遮断しなきゃいけないというのは仕方ないかもしれないんですけど、その反動というのが今すごい、やっぱり全体的に各御家庭などであると思うんですけど、その辺のメンタルケアとか支援というのはどうなっていますかね。

○出口教育長 先ほど申し上げましたように、まず一つは、子供さんが見れない家庭では、なかなか見れない方については学校のほうでお預かりをするということが一つ。

それから、万が一感染されて、そして、何日かたったら学校に来ていただくということになるわけですが、その際には、やはり担任と家庭と、そして子供本人と、いろいろな話合いの中で、精神的な問題、それから現在の状況、そういったものを事細かに聴取しながら、子供についての対応はしていく。

もう一方では、やはり学級の受皿の問題がもう一つあると思うんですね。やはり子供たちには常々、この問題については誰が悪いわけでもないのに、やはり感染した人があったとしても、それはやむを得ない状況だったということで、やはり人権的な配慮も当然これは必要ですので、そういった話は、それぞれの各学級では丁寧にやっけていただいているというふうに思います。

○中里委員 ちょっとそういう関連のことというよりは、感染しないために日頃の日常生活が行えなくなった人たちの健康的な心を害してくると思うんですね、そういう人たちが多くなっていく。インフルエンザとは違う傾向だと思うので、そういった場合の御家庭への配慮、ケアというのは何かされていますかね。

○出口教育長 それは休みになったときに子供さんが家の中にずっと長いこといるとか、そういうことでしょうかね。そういうことですか。

それは、休みになった場合にはまたちょっと話は別だと思いますけど、日常の中では、やはり子供さんは学校に来てみえますので、その中で、担任についてはその時々状況を話しながら、そしてなおかつ、予防対策を十分にやることで、本人自

身がやはり安心して生活ができるようなこと、そういったお話をさせていただいています。

それから、やはり家の中に閉じ籠もりがちになりますので、そういった状況についても学校は様子を把握していただきながら、また、学校にはそれぞれ、毎日ではございませんが、カウンセラーも配置をしておりますので、そういったカウンセラーの方に御相談いただくということも、これは当然あると思います。

○中里委員 分かりました。そのカウンセラーさんとかもそうなんですけど、もっと広く伝わるように、こういうのがありますよというのをもっとしっかり宣伝していただけないかなというのを思います。

○出口教育長 以前にも子供さんがやっぱりつらい状況も出てくるということもありますので、子供の電話の相談窓口とか、そういったことも随分と紹介させていただいたことございますので、またこの機会に、ちょっと今やはり子供さん、感染が増えてきておりますので、また改めて、そういうことも周知をしていきたいというふうに思います。

○下村副市長 感染者数につきましては、昨日現在で4月、61人ということで、4月半ばを待たず過去最大の感染者数となったことを踏まえまして、3月の46人の中でも30歳以下の方が35人、4月も61人中36人の方が30歳以下で、特に濃厚接触者の感染率が今回は高いと。

それと、小さいお子さんが熱性けいれんが心配されるというようなこともマスコミで出ておりますので、ゴールデンウィークを控えて、市長のワンセグのほうでも、再度感染防止対策の周知徹底、ちょっと緩んできたんじゃないかなということも見受けられますので、これからゴールデンウィークで、またバーベキューやなんかというような人の集まる機会が増えますので、その辺の注意喚起を実施していきたいと思っております。

○南委員長 よろしく願いをいたします。

○三鬼議長 いろいろ学校とか、そういったような報告をいただいておりますけど、大変教育委員会には申し訳ないんですけど、今言っていましたように、市長もワンセグ等とかで呼びかけて、今、副市長が言って、市民に対する呼びかけは行ってあって、学校内で子供が発症した場合は子供同士の感染はあり得ることですけど、どちらかというとその大本が親であったりとか、大人ということがありますので、教育委員会には大変申し訳ないんですけど、子供を通じて、親御さん、特に年代的に若いと思うんですけど、親御さんにも呼びかけをするというか、対策につい

て呼びかけをするということも併せて行ってほしいなと思うんですけど、いかがですか、その辺は。

○出口教育長　　これはいわゆる家庭内感染ということになると思いますが、これにつきましては、毎月校長会がございますが、校長会があるたびに、やはり家庭内感染が非常に多いので、そのところは、学校だより、あるいは学級通信等で、くれぐれも御家庭にお伝えをいただきたい、そして家族ぐるみで、やはり感染対策をきちっとやっていくことが少しでも感染者を減らすということになると思いますので、そういった広報については今後も続けていきたいというふうに思います。

○南委員長　　よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　以上で行政常任委員会を閉会いたします。

（午前 11 時 28 分 閉会）